

条例改正

「国民健康保険条例」一部改正

賛成少数
否決

改正内容

法改正に伴い、県内の国民健康保険の統一的な運営方針が定められ、県内市町村の葬祭費支給額を3万円から県内統一の2万円に引き下げる市国民健康保険条例の改正です。

問 なぜ1万円引き下げるのか。

答 県内市町村は1万円〜3万円の支給であり、その中で2万円支給が多かったため、2万円に統一した。

問 差額分の1万円は一般会計で対応すべきでは。

答 一般会計での対応も検討したが、一般会計は国民健康保険加入者だけではないため、その措置はとらなかつた。

意見 現行3万円の葬祭費の支給を続けながら今年6月議会までに、本市独自の支援策の検討があれば、スムーズな対応ができるのではないか。

「後期高齢医療に関する条例」一部改正

改正内容

法改正に伴い、住所地特例の規定を改正するもので、長期入院や入所等で住所変更した場合転入先の被保険者となっていたが、前の住所地の被保険者となるよう見直された改正です。

「地域福祉基金条例」一部改正

全会一致
可決

改正内容

『曾於市福祉基金』から『曾於市地域福祉基金』に名称を改め、預金利息の運用しかできなかったものを、取り崩し可能な基金とする改正です。

「介護保険条例」一部改正

賛成多数
可決

改正内容

第1号保険者（65歳以上）の保険料額を定める改正です。国の介護保険の制度改正を考えた場合、基金を投入しても、財源に不足を生じる可能性があるため、保険料の引き上げで財源の確保を行うことが必要であるためです。

条例改正

「メセナ住吉交流センター設置及び管理に関する条例」一部改正

改正内容

メセナ住吉交流センターの利用料等見直しの改正です。

問 利用区分を70歳に引き下げた経緯は。

答 財部・大隅の利用区分に統一した。

「末吉道の駅レストランの家賃引き上げの条例」一部改正

改正内容

施設増築のため

160,470円
↓
195,270円

に改める条例です。

問 昨年4月から面積が広がっている。条例を改訂しながら、家賃の引き上げが、29年度予算化されている。条例に基づかない予算は条例違反ではないか。

答 条例改正が、速やかに行われなかったことはお詫びし、今後このようなことのないよう努める。

全会一致
可決

全会一致
可決

「地域振興住宅条例」一部改正

改正内容

見帰団地（末吉）・中野団地（大隅）・泊ヶ山団地（財部）・片平団地（財部）に地域振興住宅を新設したための改正です。

問 地域振興住宅入居希望者の選定した地域と人口増対策の地域との兼ね合いはどうか。

答 入居者選考審査会で申込者の子ども数や地域性等の選考基準を基に審査し、入居優先順位を決定し、入居者を決定してる。

全会一致
可決

全会一致
可決

無償貸付

内容 旧財部北中学校を（有）サイバーウェーブに引き続き無償貸付するものである。たからべ森の学校は、（有）サイバーウェーブの運営する職業訓練校である。

意見 森の学校で職業訓練を受けても、曾於市に受け入れ先や住むところがないために近隣地へ移住したのは、もったいない。独身の方が市営住宅へ入れるような対策や民間の住宅を市が借り上げて貸し出す等改善すべき。